

明 産 第 1 0 2 4 号
令 和 7 年 8 月 3 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明日香村長 森川 裕一

市町村名 (市町村コード)	明日香村 (29402)
地域名 (地域内農業集落名)	阪田 (阪田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

2020年の農林業センサスにおいて総農家数は18戸であり、現在の認定農業者1名。山間部にある大字で土地改良事業もされているが、農業者の高齢化が進んでおり担い手の不足がみられる。近年ではイノシシや鹿の被害が増大している。新たに就農する人材の確保を行い、獣害対策についても継続し被害拡大を防ぐことが急務となっている。

・主な作物:水稻、野菜、いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間直接払交付金事業を利用して農地、水路、農道等の維持を行いながら、地域外からの農地を利用する者を担い手として確保することで持続的に遊休農地発生防止に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在実施している中山間直接払交付金事業活用の農用地を中心に周囲の農地も維持管理できるよう一体的に農地利用を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮して、段階的に集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特記事項なし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県などの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域振興公社を中心に地域の特性を理解されている事業者との連携を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

村、獣友会等とも連携し大字周囲の防護柵の点検・修繕を継続しながら、区域内の農地への対策を継続と集落診断等を通じて対応策を講じていく。

⑦中山間直接支払交付金を活用した農地等の保全・管理

中山間直接支払交付金事業を利用して、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等の管理(泥上げ、草刈り)、景観作物の作付などによる農業生産活動を行っていく。